

『公益社団法人』認定のご案内

現在、我が国では公益法人制度改革が進められておりますが、この度、当協会は『公益社団法人』の認定を受けました。また、これを機に協会名称を改称致しますので、ご案内申し上げます。

当協会は昭和37年創立以来、ゴルフの普及振興を事業目的に掲げ、国民の健康の保持増進、余暇活動の充実等豊かな国民生活の実現への寄与を目的として活動して参りました。今後は公益社団法人として協会創立精神を引継ぎ、公益目的事業を通じて、公益への積極的な参画により、社会的責任を果たして行く所存でございます。

ゴルフ業界関係者をはじめ、皆様方の倍旧のご指導ご鞭撻を賜りたく、ご案内方々お願い申し上げます。

記

- ・認定日 :平成22年3月19日 (府益担第1461号)
- ・認定後の法人の名称 :公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
[社団法人日本パブリックゴルフ場事業協会を改称し、社団法人化(平成6年)前の名称に復帰致します]
- ・登記予定日 :平成22年4月1日
- ・主務官庁 :内閣府 (旧主務官庁の名称:経済産業省)
- ・主たる事務所 :〒104-0061
の所在地 東京都中央区銀座一丁目19番16号
- ・代表者の氏名 :会長(代表理事) 浅井 光昭
- ・事業の種類
 1. 公益目的事業
 - (1) 国民の健康の保持増進、余暇活動の充実、青少年の健全な育成等豊かな国民生活の実現への寄与を目的とし、アマチュアゴルファーによるゴルフ競技会を開催して、生涯スポーツのゴルフの普及振興を図る事業
 - (2) 国民の健康の保持増進、余暇活動の充実、青少年の健全な育成等豊かな国民生活の実現への寄与を目的とし、ゴルフに関するセミナー・研修、交流・協力、調査・研究事業を行い、生涯スポーツであるゴルフの普及振興を図る事業
 2. 収益事業等
 - (1) アマチュアゴルファーがゴルフを楽しむための前提となる公平な統一ハンディキャップの普及振興事業及びその前提となるコースレート査定事業
 - (2) ジュニアゴルファーの育成を目的に活動する業界2団体に対し、その育成を支援する観点から助成する事業

以上

平成22年3月19日

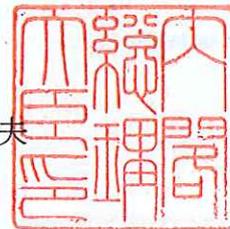
公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
(旧:社団法人日本パブリックゴルフ場事業協会)
会長(代表理事) 浅井 光昭



府益担第1461号
平成22年3月19日

社団法人日本パブリックゴルフ場事業協会
浅井 光昭 殿

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫



認定書

平成21年8月6日付け申請に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のと通りの公益社団法人として認定する。

1. 法人コード：A001891
2. 法人の名称：社団法人日本パブリックゴルフ場事業協会
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
4. 代表者の氏名：浅井 光昭
5. 主たる事務所の所在場所：東京都中央区銀座一丁目19番16号
6. 公益目的事業
 - (1) 国民の健康の保持増進、余暇活動の充実、青少年の健全な育成等豊かな国民生活の実現への寄与を目的とし、アマチュアゴルファーによるゴルフ競技会を開催して、生涯スポーツのゴルフの普及振興を図る事業
 - (2) 国民の健康の保持増進、余暇活動の充実、青少年の健全な育成等豊かな国民生活の実現への寄与を目的とし、ゴルフに関するセミナー・研修、交流・協力、調査・研究事業を行い、生涯スポーツであるゴルフの普及振興を図る事業
7. 収益事業等
 - (1) アマチュアゴルファーがゴルフを楽しむための前提となる公正な統一ハンディキャップの普及振興事業及びその前提となるコースレート査定事業
 - (2) ジュニアゴルファーの育成を目的に活動する業界2団体に対し、その育成を支援する観点から助成する事業
8. 旧主務官庁の名称：経済産業省